

令和3年2月24日

保護者各位

足立区教育委員会
教育長 定野 司

新型コロナウイルス感染症対策に伴う区内保育所等の運営について（令和3年3月）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う区内保育所等の運営について、令和3年3月の方針を以下の通りお知らせいたします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 保育所等への登園について

緊急事態宣言の期間延長の有無にかかわらず、区内保育所等（保育所、こども園、小規模保育および保育ママ）については、感染対策を徹底した上で、原則として開所とする方針です。

ただし、お通いの園で、新型コロナウイルス感染症が発生した際、感染拡大防止のため、一定期間、臨時休園とさせていただきます場合がございます。あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

2 保育料の扱いについて

保育料については、次の通りといたします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症発生に伴いお通いの園が臨時休園となった場合、**臨時休園期間の日数分を減額します。**
- (2) 上記以外の場合は通常の保育料となります。
- (3) 1月、2月で実施した登園日数が0日による全額免除は行いません。
- (4) 4月以降も同様の扱いとします

3 育児休業から復職する必要がある保護者の方について

在園児の保護者の方がきょうだいの育児休業を取得している場合、育児休業の対象となっている子が1歳となった翌年度の4月1日まで（4月から保育施設に入所する場合は5月1日まで）に復職する必要があります。

この要件については、原則、復職の期間を延長する等の緩和は行いません。

ただし、新型コロナウイルス感染症を理由として勤務先から育児休業の延長を指示されたために、上記期日までに復職できない場合に限り、勤務先から指定された期間まで復職日を延長いたします（最長で令和3年9月30日（木）まで）。

上記に該当する場合、令和3年3月24日（水）までに次の書類を子ども施設入園課までご提出願います。

【提出書類】

- ・ 勤務先及び保育施設長から証明を受けた保育実施停止申請書

※ 実施停止期間中は保育料を全額免除いたしますが、登園することもできません（慣らし保育を実施する月は除く）。

裏面あり

4 登園にあたってのお願い

引き続き、以下のような点にご留意いただき、感染の拡大防止にご理解、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

- (1) お子さんだけでなく、家族皆さんで、三密の回避、外出先からの帰宅時の手洗いや消毒の徹底を改めてお願いします。
- (2) 発熱、風邪症状がある場合は、登園を控えてください。保育中に体調不良となりお迎えをお願いする場合にも、ご協力をお願いします。
- (3) 登園前に、必ず検温を行ってください。日頃からお子様の健康状態について、お通いの保育施設と情報共有をお願いします。
- (4) お子様またはご家族が PCR 検査を受けた、または濃厚接触者と判定された場合には、必ず保育施設にお知らせください。
- (5) その他、登園や送迎に不安がある場合には、保育施設にご相談ください。

5 その他

- (1) 各施設での行事等が、中止や延期、規模の縮小となる場合があります。その場合は、各施設からお知らせいたしますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- (2) 4月以降については、通常の運営とし区から通知は発出しません。
ただし、感染拡大等により区の方針が変更となった場合は、速やかに連絡します。

以上

【問い合わせ先】

◎各施設での対応について

【区立・公設民営】

子ども施設運営課区立保育施設係 電話 3 8 8 0 - 5 8 8 8

【私立】

子ども施設整備課私立保育園係 電話 3 8 8 0 - 5 8 8 9

◎保育料の扱いについて

子ども施設入園課入園第一係～第三係 電話 3 8 8 0 - 5 2 6 3